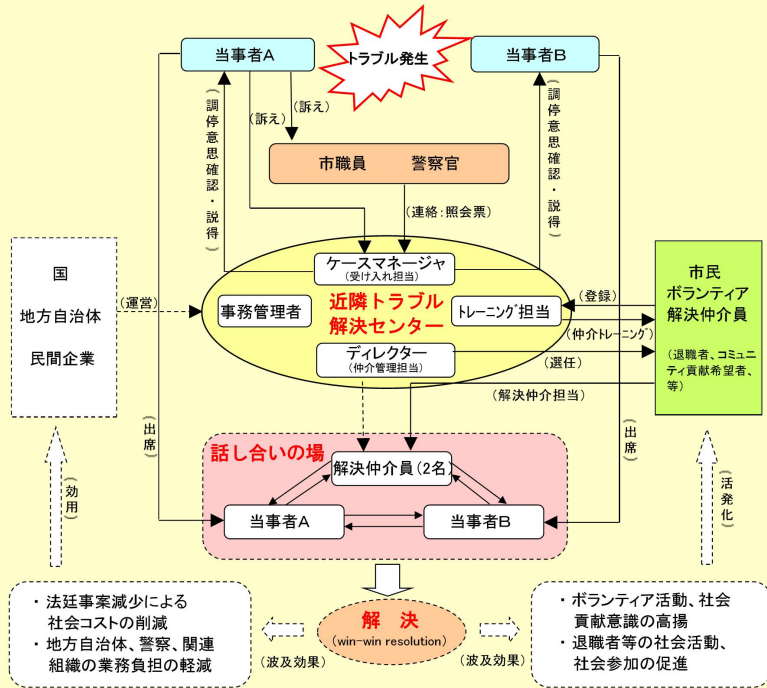


「近隣トラブル解決センター」の設立活動

我が国では近年、近隣トラブルが激増し、悲惨な事件も多発しています。近隣トラブルは、初期の段階で迅速に解決策を探ることが重要で、時間が経過するとともにトラブルは拗れて悪化します。解決の基本は当事者同士の話し合いであり、公平中立な第三者（解決仲介員）の手助けにより、当事者自身が win-win（ウイン・ウイン）の解決を目指すことが必要です。その場を提供するのが「近隣トラブル解決センター」であり、自治体が設置し運営します。

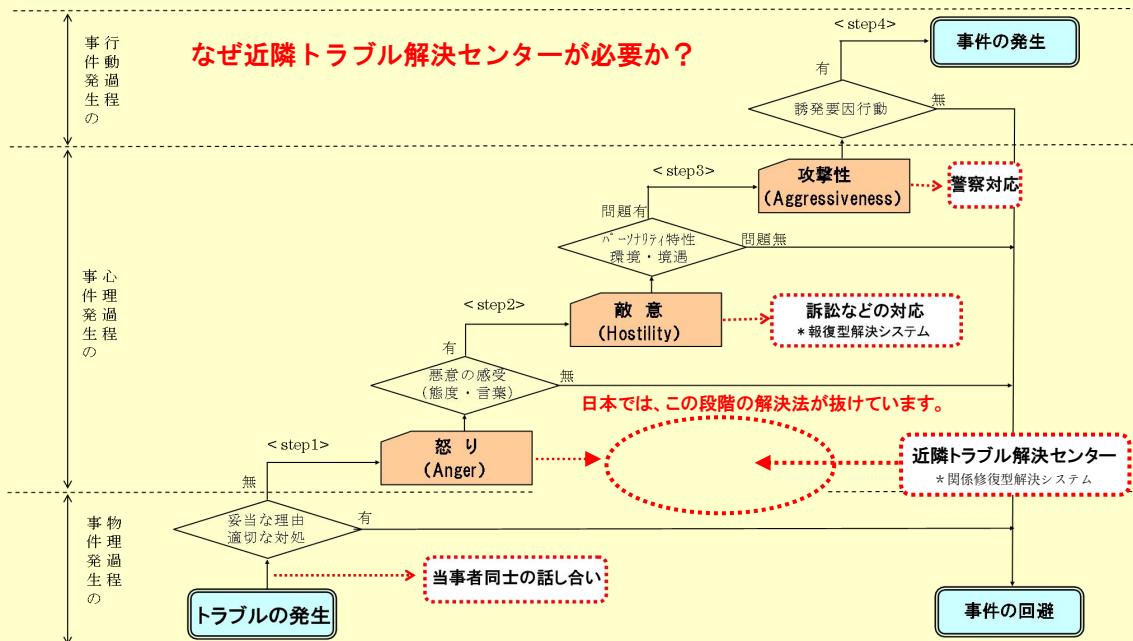
この「近隣トラブル解決センター」を全国の主要な自治体に設立するための活動を行っています。現在の我が国の紛争処理手段では、近隣トラブルの解決はできません。トラブルに巻き込まれて大切な人生や生活を失わないため、新たな解決システムが不可欠です。多くの方々が、様々な形で、この設立活動をご支援下さるようお願い致します。



(注)

- 近隣トラブル解決センターは「話し合いの場」を提供**
 近隣トラブルが発生すると、苦情を受けた市職員や警察官が近隣トラブル解決センターに連絡をします。センターのケースマネージャは、当事者に連絡・説得をして、話し合いによる解決への参加を促します。このシステムは無料で市民に提供されます。
- 解決の基本は同席での話し合い**
 解決の基本は、当事者同士が face to face で徹底的に話し合うことです。解決仲介員は、米国式現代調停技法と呼ばれる仲介技術を駆使して、この話し合いをサポートします。
- 市民ボランティアが解決仲介員**
 解決仲介員は、解決センターで仲介技術の専門的トレーニングを受けた市民ボランティアが勤めます。
- win-win resolution が目標**
 話し合いの場では、お互いが問題解決のために譲歩したり、我慢するといった fifty-fifty の決着ではなく、双方がともに満足できる win-win の解決策を目指します。
- Neighborhood Justice Center**
 このシステムは、米国で有効に機能しているトラブル処理システム (NJC: Neighborhood Justice Center) をモデルとしています。米国での解決率は 8 割に及びます。
- センター設立による多くの効用**
 近隣トラブル解決センターの設立は、トラブル解決のみならず、私たちの社会に様々な効果・効用をもたらします。

<近隣トラブル解決センターの全体システム>



(注)

- トラブルは「怒り」、「敵意」、「攻撃性」とエスカレートしてゆきます。その心理段階に応じた解決法が必要です。
- 「敵意」が表れる前の「怒り」の段階なら、話し合いにより関係修復型の解決が可能です。ただし、それには仲介者が不可欠であり、この段階での当事者同士の話し合いはかえって危険です。(当事者同士の話し合いは、極めて初期の段階に限ります)
- 日本では、この一番大事な解決法が抜けています。そのためトラブルが解決せず、訴訟や事件に直結してしまいます。

<トラブルの心理フローと解決法>

<活動連絡先> 〒039-1111 青森県八戸市東白山台 4-5-3
 騒音問題総合研究所 代表 橋本典久 (八戸工業大学名誉教授)
 TEL(FAX): 0178-27-7025、Email: noiseinfo@snow-plala.or.jp
 ホームページ: <http://nh-noiseinfo.com/>